さいたま市告示第１６４６号

さいたま市みどりの条例（平成１３年さいたま市条例第２４８号）第１６条において準用する第８条の規定に基づき、次の指定緑地を解除したので告示する。

令和８年１０月２８日

さいたま市長　清　水　勇　人

（１）　指定緑地の名称　　大和田北緑地公園
（２）　指定解除年月日　　令和８年１０月３０日
（３）　所　　在　　地　　さいたま市見沼区大和田町２丁目１０６８番１の一部
（４）　指定区域面積　　１，７７１㎡
（５）　地　　目　　山林
（６）　図　　面　　別添のとおり


菖蒲線
第二産業道路）
大和田町二丁目
N
指定番号　大和田北緑地公園
所在地　見沼区大和田町２丁目１０６８番１の一部
区域面積　１，７７１㎡
1/2500
0
100m